

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-22

地域主義にもとづく文化財保存と活用に関する研究：文化財を核としたコミュニティの生成と活動を視野に

MORIYA, Masayuki / 森屋, 雅幸

(発行年 / Year)

2017-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第403号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(学術)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013952>

論文要約

地域主義にもとづく文化財保存と活用に関する研究
—文化財を核としたコミュニティの生成と活動を視野に—

森屋 雅幸

1 研究の背景

文化財保護法が1950（昭和25）年に制定されて以降、半世紀以上の時が流れた。日本は文化財保護法が制定された戦後の経済的困窮から高度経済成長期に至り、1980年代後半のバブル経済と90年代初頭の崩壊を経て、現在は長期にわたる経済の停滞期にある。また、この経済状況に連動して社会や国土の在り方も変化し続けた。このように、半世紀以上にわたって社会的、経済的に変動した国内において、文化財を取り巻く環境は文化財保護法成立時から大きく変化したと考えられる。そのことを示すように、文化財保護法は1954（昭和29）年、1975（昭和50）年、1996（平成8）年、2004（平成16）年の4回の大きな改正がなされ、その当時の社会・経済情勢に応じた保護措置を講じてきた。

ただ、国内の戦後の社会・経済情勢の変化は急速なものであり、文化財保護制度がその変化に対応しきれておらず、課題が残されていると考えられる。とくに2007（平成19）年の『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』で示されたように、現在の文化財保護行政には地域主義にもとづく文化財保存と活用の在り方が求められているといえる。

本研究において使用する「地域主義にもとづく文化財保存と活用」という言葉は、地域内で価値づけられた文化財を地域住民が主体となって保存し、その文化財を核に生成されたコミュニティが地域づくりなどへその文化財を活用していく過程またはそのような状態を示す言葉として用いた。

本研究では、こうした地域主義にもとづく文化財保存と活用の在り方が登場した背景や経緯、その実態などを明らかにし、文化財保護施策の現状と課題に対し、こうした保護の在り方がどのように作用するか示したいと考える。

2 研究の方法

本研究では、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態について、文献調査と事例研究を主体に、2段階に分けて研究を行う。まず、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を示すと考えられる事例を抽出する。事例の抽出にあたっては、地域住民が接点を持ちやすい性質である文化財であり、すでに活用事例が確認でき、事例間の比較を行うため、同様の歴史的背景や類似した文化圏に成立した文化財を選定する。そして、その選定した文化財について、自治体史等を中心に、文化財の成立と保存・活用について文献調査を行

い、文献が散逸などして存在しない場合は関係者に聞き取り調査を実施する。この調査の結果、文化財保存と現在の活用について地域住民の関与が確認できる文化財を地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を示す事例とする。

次に抽出した事例について、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を明らかにするため、ここでは文化財活用事例として、文化財を拠点とするコミュニティの活動に焦点をあてる。具体的には、(1) 文化財を拠点としたコミュニティ活動と地域づくりとの結びつき、(2) 地域住民の文化財と文化財の保存・活用に対する意識の2点を明らかにすることを目的に、各コミュニティの文化財保存と活用の関与と活動内容、地域住民の文化財の保存と活用への意識、各コミュニティのキーパーソンが地域への想いについて調査・分析を行う。文化財を核としたコミュニティの活動内容やキーパーソンが地域への想いについては、コミュニティの刊行物や日誌および関係者の日記を用いて明らかにする。文化財保存・活用に対する地域住民の意識については、文化財の保存を求めた陳情書・要望書を用い、これらが存在しない場合は、アンケート調査と聞き取り調査を実施する。

地域主義にもとづく文化財保存と活用が要請された発端や背景は、こうした保存・活用の要請に関連した研究者の主張が掲載された論文等から明らかにする。そして地域主義にもとづく文化財保存と活用の主張に関連した文化財保護行政の動向や現状の文化財保護施策における地域主義的観点の在り方については、官公庁の通知や計画書・報告書等の内容にもとづき、文化財保護行政史の観点から考察し、いずれも文献調査を主体に研究を行う。

3 先行研究

地域主義にもとづく文化財保存と活用の在り方は、70年代から現代まで文化財に関係する分野の研究者からの主張が確認できる。ただ、こうした主張は実証的研究にはほとんど至っておらず、個別の主張は過去の主張を踏襲したものでなく、体系化され論述されていない。

こうした主張以外に地域主義にもとづく文化財保存と活用の研究に関連するものとして、大まかに「地域づくりと文化財」と「地域社会における文化財保護」というテーマで捉えられる研究を確認することができる。

「地域づくりと文化財」というテーマでの研究は、遡れば1970年代後半に事例紹介が確認でき、90年代以降、こうした事例紹介や提言を主体とした研究が活発化していく傾向がある。

「地域社会における文化財保護」というテーマの研究は、1960年代後半から町並み保存を事例とし、文化財保護に対する地域住民の意識を明らかにした研究などが確認でき、これら研究はおもに都市計画・建築学の領域で近年、重要伝統的建造物群保存地区等を対象に行われている。「地域づくりと文化財」というテーマに内容は重複する部分もあるが、この研究はそれらの内容を細分化し、アンケートや聞き取り調査を用いた実証的研究である

といえる。

また、本研究の研究方法で挙げたように文化財保護行政史の観点から文化財保護の内容を分析する研究は、歴史学や社会学の領域からのアプローチが確認できる。ただ、こうしたテーマを対象とした文化財保護行政史の観点による研究はわずかである。

このように、先行研究からは、地域主義にもとづく文化財保存と活用を構成する「地域づくりと文化財」・「地域社会における文化財保護」というテーマにもとづいた研究成果は確認できるが、実証的研究でなく、実証的に取り組まれていたとしても、地域主義にもとづく文化財保存と活用を構成する内容の一部を捉えるだけの研究であるといえる。

4 研究の課題と目的

まず、地域主義にもとづく文化財保護に関する主張が 70 年代から現在まで確認できるが、主張は体系化されておらず、実証的研究もほとんど行われていないことが課題といえる。特にこうした保護の在り方が登場した背景や発端を明らかにした研究は確認できず、地域主義にもとづく文化財保護の在り方の登場は、文化財保存運動の経験から研究者等による主張が発端であり、これ以降、実証的な研究も行われていない中、議論が進行しているため、現在も議論は空転していると考えられる。

また、文化財保護行政史の観点による研究はほとんどなく、通史的観点から、当時の社会情勢と地域主義にもとづく文化財保護の主張登場の関係性や議論発展の過程は明らかにされていないといえる。

本研究では、一連の主張や議論を体系化し、文化財保護における地域主義登場の背景を明らかにすることで、こうした保護の在り方と主張や議論に含まれた研究課題を明確に示すことで、従来の議論を進展させることができると考える。

次に「地域づくりと文化財」の研究は、事例紹介や提言に留まり、実証性に乏しいといえる。一方、「地域社会における文化財保護」の研究は実証的研究であるが、研究が細分化され研究相互の関連性が示されず、地域主義にもとづく文化財保護を構成する地域住民主体の文化財保存と地域づくりにおける活用の関係性や仕組みは、明確に示されていないといえる。

さらに、国の文化財保護施策の現状を地域主義的観点から分析した研究は、管見の限り確認できず、地域主義にもとづく文化財保護の施策の中での扱いは不明瞭であるため、地域主義が施策で強調されはじめる 90 年代以降の施策を現在まで概観し、施策の現状と地域主義的観点から課題を明らかにする必要があると考える。

このように、本研究は地域における価値を重んじ、文化財を核に生成されたコミュニティによる地域づくりという文化財の保存・活用という一連の流れを実証的に明らかにした歴史的かつ現代的な課題に応えた研究といえる。

つまり、本研究は従来の研究に対し、事例研究を通じた実証性と理論的枠組みを与える

と考へ、文化財保護行政史という通史的観点から地域主義にもとづく文化財保護を分析することにより、こうした主張の登場や議論の展開を明確にするといえる。

以上から本研究は、研究者が主張してきた地域主義にもとづく文化財保護の実態を明確に示す研究といえ、地域住民主体の文化財保存と地域づくりにおける活用の関係性や仕組みを実証的に明らかにし、地域主義にもとづく文化財保護の理論的枠組みを示すことを研究目的とする。

5 論文の構成

本研究は序章と終章を含めて6章で構成される。以下で各章の概要を説明する。

序章「研究の目的と方針」では、本研究の問題意識や研究方法を示した。

第1章「地域主義にもとづく文化財保存と活用の沿革と研究者の主張」では2007（平成19）年の『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』から地域主義にもとづく文化財保存と活用を要請する内容を確認する。そして、こうした保護が要請される発端とこれまでの議論を明らかにするため、高度経済成長期の文化財保存運動から1970年代から2000年代に至るまでの間、70年代、80年代、90年代というように各時期の地域主義にもとづく文化財保存と活用の研究者の主張と文化財保護行政の動向をまとめ、70年代からはじまる議論における課題を抽出する。

第2章「地域主義にもとづく文化財保存と活用の歴史的経緯と実態」では、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を示す事例を抽出することを目的に山梨県内の藤村式建築を対象として、文化財の成立と保存に重点をおいて、地域住民の関与を明らかにする。

第3章「文化財を核としたコミュニティの活動の分析と考察—旧津金学校・旧尾県学校を事例に一」では、旧津金学校、旧尾県学校でそれぞれ活動する文化資源活用協会、尾県郷土資料館協力会といったコミュニティを対象にコミュニティ活動と地域づくりとの結びつき、文化財保護への地域住民の意識を明らかにすることを目的に事例研究を実施する。

第4章「近年の文化財保護施策の課題と地域主義—90年代以降の動向を中心に—」では、地域主義にもとづく文化財保存と活用が現行の文化財保護施策の中で矮小化している可能性を明らかにするため、地域主義にもとづく文化財保存と活用が国の施策においてどのように取り扱われてきたか、地域主義にもとづく文化財保存と活用の議論が国の施策の中で強調されるようになった90年代から現在に至るまでの文化財保護施策を概観し、その方針を明らかにする。ここから、現行の文化財保護施策の現状と地域主義にもとづく文化財保存と活用の観点から課題を考察する。

終章「まとめ」では第2章と第3章を通して明らかにした地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を整理して、これら保護を成立させる要因を示すとともに、こうした保護が現在の文化財保護施策の課題についてどのように作用するか示す。

6 各章の概要

第1章では、現行の文化財保護行政において地域主義にもとづく文化財保存と活用が求められていることを2007（平成19）年の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書から明らかにし、ここで提言された「歴史文化基本構想」はこうした保存と活用の在り方を示した制度であることを確認した。このような保護の要請は、文化財保護法のもつ優品主義的性質を補完する目的があることが背景に確認された。地域主義にもとづく文化財保存と活用を求める主張や議論は、高度経済成長期の文化財保存運動に端を発して、70年代に文化財に関係する研究者からなされ、1975（昭和50）年の文化財保護法改正に一部は反映されたものの、主張や議論で熱望された文化財登録制度の導入は見送られたことを明らかにした。80年代に入ると70年代と比較すると地域主義にもとづく文化財保存と活用を求める主張は少数となるが、これは、文化財登録制度が文化財保護法改正後に地方独自の取り組みとして文化財保護条例に盛り込まれていったことや、法改正を機に各学会の活動の方向性が変化したことによるものと推測した。

地域主義にもとづく文化財保存と活用を求める主張は90年代、2000年代に入っても引き続き、「歴史文化基本構想」提言後もその主張は継続し、また、「歴史文化基本構想」に対して制度面において不十分である指摘もなされていることから、「歴史文化基本構想」は地域主義にもとづく文化財保存と活用への具体的な取り組みを示したひとつの到達点であり、その発露であることは間違いないが、「歴史文化基本構想」だけでは地域主義にもとづく文化財保存と活用の取り組みとして不十分であり、地域主義にもとづく文化財保存と活用をさらに浸透、発展させるために取り組むべき課題は残されているといえる。また、この主張は70年代から40年以上経過した現在も続いているわけで、70年代以降、こうした議論は何らかの課題を含んだまま、空転していると考えた。

そこで、議論の課題の抽出のため、70年代の議論にさかのぼると、芳賀登が当時、文化財保存運動の主体や意識の研究を行うことを頻繁に訴えているが、こうした視点からの研究は現状ほとんどなされていないことが明らかになった。また、文化財保護法改正に際した日本学術会議の勧告では、文化財が国民の精神的な拠り所であるという認識が示されているが、現在、こうした認識にもとづく文化財保護施策は国では積極的に取り組まれていることを示した。ここから、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態と在り方が、地域住民や地域づくりに与える影響を分析する研究の蓄積がなく、文化財の観光振興での活用の前にこうした発想にもとづく保存と活用の在り方は霞んでしまい、文化財保護施策の中で矮小化している可能性を導いた。地域主義にもとづく文化財保存と活用を浸透、発展させるためにはまず、過去からの議論の課題で示されたこうした保護の実態の研究から、文化財が地域住民の心の拠り所であり、いかに地域づくりに寄与するものか明示する必要があるとした。

第2章では、第1章で示した課題にもとづいて、地域主義にもとづく文化財保存と活用

の実態を示す事例抽出を目的に文化財の成立と保存・活用に地域住民の関与があると考えられる文化財を対象とし、文化財の成立と保存経緯、現在の活用について、地域住民の関与を検証し考察した。

文化財の中でも建造物は地域住民の関与が多い事例が多く、とくに学校は、地域住民の愛着のもと存在している可能性をみた。次に文部科学省が行った廃校の保存・活用の検討過程に特色のある事例を選んだ「廃校リニューアル 50 選」の中に含まれる文化財指定された学校（廃校）を手掛かりにし、現在の活用主体が自治体でなく地域住民からなる NPO 法人である山梨県内の藤村式建築の 2 事例を抽出した。この 2 事例に加えて山梨県内で保存されている藤村式建築の 3 事例を加えた 5 事例を対象に、文化財の成立から保存、現在の活用に地域住民がどのような関与をしてきたか明らかにした。結果、藤村式建築の成立は、県令藤村紫朗の意思だけでなく、地域住民側の意思もあって建築された建造物であることを明らかにし、保存に関しては旧春米学校以外の事例で地域住民の関与がみられ、活用に関しては、旧睦沢学校、旧津金学校、旧尾県学校の事例で地域住民の関与があることがわかった。各事例を比較した結果、文化財成立から活用までの地域住民の関与の連綿性から旧津金学校、旧尾県学校を地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を示す事例として抽出した。また、文化財保護の動機付けを地域住民の建物への愛着である可能性を事例から導いた。

第 2 章ではおもに文化財の成立と保存に重点を置いて検証したが、第 3 章では、その後の活用とその内容について、現在、文化財を拠点に活動するコミュニティに焦点をあて、

(1) 文化財を拠点としたコミュニティ活動と地域づくりの結びつき、(2) 地域住民の文化財と文化財の保存・活用に対する意識の 2 点について検証し、地域住民が主体となる文化財保護と文化財を活用する地域づくりの関係性を明らかにし、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を示した。

その結果、(1) 文化財を拠点としたコミュニティ活動と地域づくりとの結びつきについては、いずれの活動も拠点とする文化財（資料館）の保護を超えた内容で、文化資源活用協会は、観光・交流促進型の活動、尾県郷土資料館協力会は社会福祉型の活動というそれぞれ特色をもち、これら活動が地域課題を解決に導き、地域のアメニティ実現を目指す活動であることを明らかにした。こうした活動は地域の外部とのゆるやかなつながりの中、相互の交流と支援によって活動が多様化したことを考察した。また、このつながりの生成には、キーパーソンが大きく関与していると考え、活動の方針についてもキーパーソンの地域への愛着や自律の精神がコミュニティ活動に方針を与えていることを明らかにした。

同時に各コミュニティ活動を保母が示す内発的發展を有効に進める条件に照らすと、保母が示す条件のみでは十分といえないことが確認された。こうした検証を通して文化財保護と地域づくりとの明確な接点を明らかにした。

(2) 地域住民の文化財と文化財の保存・活用に対する意識については、地域住民が文

文化財に愛着や地域の誇りを抱いていることを明らかにし、この意識は、文化財が歴史性と建物の様式美や造形の特異性による地域のシンボルであり、そして「記憶の場」であるという2つの性質によって喚起されると推測した。また、この意識が地域住民の文化財の保存と活用を動機付けている可能性があると考えた。文化財の活用に対する地域住民の意識は、コミュニティ活動の参加者やその他の地域住民にとっても生きがいや誇りなどに結びつくものとして認識され、前向きに捉えられ、地域住民の心を豊かにする活動であることを示した。

文化財活用の行為主体は文化財保存と同様に複数存在し、とくにキーパーソンと地域の外部者の存在が活用に関して重要な要素であること、活用の内容は自律的なものであり、こうした活用の内容は、地域主義にもとづく文化財保存と活用に特徴的な性質であるとまとめた。

第4章では、第1章で言及した地域主義にもとづく文化財保存と活用が現行の文化財保護施策の中で矮小化している可能性を明らかにするため、地域主義にもとづく文化財保存と活用の在り方が国の文化財保護施策の中でどのように取り扱われてきたか、90年代から現在に至るまでを概観し、文化財保護施策の現状の方針と地域主義の観点から課題を明らかにすることにした。

その結果、90年代に入ると、文化政策推進会議や文化財保護企画特別委員会によって文化財の活用の必要性が主張され、地域づくりなどの文脈でも文化財活用の必要性が訴えられるようになり、1998（平成10）年の「文化振興マスタープラン」や2001（平成13）年度の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告の内容からも、文化財に対して1975（昭和50）年の文化財保護法改正時の日本学術会議勧告と同様の認識が示されるようになったことを明らかにした。こうした認識は2007（平成19）年度の文化審議会文化財分科会企画調査会報告にも受け継がれ、「歴史文化基本構想」の提言に至ったことを確認した。

2011（平成23）年度には文化庁で「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」が取り込まれるが、これは文化財の観光振興における活用に主眼を置いたもので、政府の方針を受けてのことであり、文化審議会文化財分科会企画調査会などで議論されてきた内容と異なる脈絡から登場した背景をもつことを確認した。

ここから、国では文化財を観光資源として活用する方針である可能性を指摘し、文化財の活用と観光振興施策の関連について、2000年代からの観光振興施策の中での扱いを振り返ることにした。結果、2000年代初頭に官民で訪日外国人旅行者を対象とした観光振興政策や施策についての議論が活発化し、政府が日本の観光立国を目指す方針を示し、近年では、文化財は観光資源として活用されることが、政府の各種計画や方針に明示されるに至ったことを確認し、現在の文化財保護施策には、政府の観光振興に文化財を活用するという方針が色濃く反映されていることを明らかにした。

ただ、2006（平成18）年度開催の文化審議会文化財分科会企画調査会の意見などから

は、文化財が観光振興活用に偏重することにより、地域住民と文化財との乖離の危惧されていることを確認した。地域が主体となり、歴史的町並みを保存しながら、自律的観光に取り組み、地域づくりにつながっている事例もあり、文化財の観光振興における活用は、絶対悪ではないが、現在の訪日外国人旅行者の観光の受け皿として文化財の数を増やすという国の方針は、国主導の観光地づくりにつながる恐れがあり、文化財保護における地域の主体性が無視されることや、文化財の数を増やすという施策は結局のところトップダウンの文化財保護の在り方であり、地域主義にもとづく文化財保存と活用の視点は現行の文化財保護施策でますます矮小化していく可能性を指摘した。

本研究が示したように地域住民が主体となる文化財保存と活用事例は国内に、国が関与しない所で数多く存在していると考えられる。また、地域主義にもとづく文化財保存と活用の観点から独自に保護制度を設計した地方自治体も存在することから、文化財をめぐる両者の方針は、国では観光資源化と地方では地域遺産化というように方向性が異なり、文化財保護の在り方がねじれ状態にあることを指摘した。文化財保護施策のねじれ化の進行は、文化財保護の二極化と分断につながるとし、こうした状況を現在の文化財保護施策の課題として示した。

終章では、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態と文化財を取り巻く行為主体の役割や意識と地域づくりについてまとめた。地域主義にもとづく文化財保存と活用は、キーパーソンを中心としたコミュニティと地域内外の多様な行為主体と連携し、文化財が地域の内外の人々の関係性を構築する媒体として存在する特徴も有し、さらに地域住民が主体となり、地域の内外の行為主体を交えたゆるやかなつながりによる、多様な行為主体との協働のうえで保護が成り立っていることを示した。また、こうした保存と活用は地域住民の文化財への愛着や誇りをきっかけとしており、参加者は外部とのつながりの中で、多様化した活動を通し、生きがいや学びを得て、それが地域住民の心の豊かさにつながり、地域への愛着のさらなる醸成につながるものと考察した。

4章で課題とした国と地方の文化財保護方針のねじれの解消には、観光振興での文化財の活用と同時に、地域住民が主体となり、文化財の保存・活用を通し、地域の中で心豊かに生活できる基盤づくりとそれに応じた施策の必要性を述べ、地域主義にもとづく文化財保存と活用を成立させる要因については、地域住民の文化財への愛着にもとづく保護措置と行政、NPO や任意団体、大学等の多様な行為主体が連携した文化財保護とキーパーソンの育成にあるとまとめた。